参考様式第5－1号

農　業　第　383　号
令 和 8 年 10 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

市町村名 （市町村コード）	山口市 （ 352039 ）
地域名 （地域内農業集落名）	大歳地区 （富田原・今井・上湯田・上矢原・中矢原・下矢原・下湯田・黒川市・岩富・坂東・勝井・高井・三作・和田・朝田・馬庭・河内・阿仙原）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月19日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

水稲経営が主な中、農業用機械は高額なため、補助金を活用したとしてもなかなか導入ができない。
準工業地域の農地もあり、基盤整備がされていない農地が多く、農業機械が入らないため作業効率が悪い。
また、麦や大豆が耕作できない。
土水路が多く、水路管理が大変。集積すると草刈りが大変になる。
住宅が近いと農薬散布が出来ない。住宅が増えていくとライスセンターの騒音や粉じん問題が出てくる。

（2） 地域における農業の将来の在り方

地域環境を維持するうえで地域の営農の継続は重要であり、地区内においては中心経営体として位置づけた認定農業者・受託組合を核にして、水稲を中心とした営農活動を継続する。また、主要機械（田植機・コンバイン・トラクター等）を持たない農業者については、中心となる経営体への基幹作業の委託や地区内にある個別乾燥可能なライスセンター（大歳農業機械利用組合）を活用することや野菜の少量多品目での栽培、直売所への出荷などを検討することで営農を継続し、地域農業を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心として農地集積を図り、可能な限り現状農地の維持に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・大歳地区は農業振興地域以外に、他の用途地区設定がされている地域が大半のため機構の活用は難しいが、活用可能な農地は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域の実情を考慮しつつ、農地利用の効率化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手への負担を減らし、農地を維持しやすい仕組みを作り、経営体を確保・育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業における作業負担を軽減するため、効率化が期待できる作業については、積極的に委託を検討する。
(6)遊休農地の解消に向けた取組方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】